



○長野県告示第636号

児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用します。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

第1中「法人が、」を「法人が」に、「経費並びに」を「経費、」に、「、母親クラブ」を「母親クラブ」に、「経費及び」を「経費並びに市町村、広域連合及び一部事務組合が」に改める。

第2の表の児童館運営事業の項中

(3) 放課後児童クラブ特別加算額 放課後児童クラブ事業執行に必要な賃金、需用費、使用料及び賃借料並びに備品購入費の合計額から寄附金その他の収入を差し引いた額。 ただし、1施設当たり年額97万3,000円を限度とする。	を
(4) 地域活動推進特別加算額	

(3) 地域活動推進特別加算額	に、「オの5事業」を「カまでの6事業」に、
-----------------	-----------------------

「5事業すべてを実施する場合は1施設当たり年額100万円を、5事業のうち3又は4事業を実施する場合は1施設当たり年額60万円」を「6事業のうち3事業以上を実施する場合は、1施設当たり、年額20万円に事業数を乗じた金額」に、

エ 年長児童等対応開館延長等事業 年長児童等の活動の場や仲間づくり、親子での活動の場を確保するため、19時以降までの開館の延長（週2日以上）又は、日曜・祝日開館（月1回以上）を行う事業	を
---	---

エ 年長児童等来館促進事業 児童館への年長児童等の来館を促進するため、年長児童等が自主的にイベント等の催しを開催するための活動を支援する事業	に、
---	----

児童館から離れた地域や児童館が無い隣接市町村の団地の集会室等に児童館の職員が定期的(月1回以上)に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談を行う事業

を

児童館から離れた地域や児童館が無い隣接市町村の団地の集会室等に児童館の職員が定期的(月1回以上)に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談を行う事業

に改

カ 特別事業

上記アからオまでの事業のうち3事業を実施する場合で、事業を実施する児童館の地域において特に必要があると市町村長が認めた事業

め、同表の児童クラブ事業の項中

<p>児童クラブ(昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童(以下「放課後児童」という。)等が概ね10人以上の児童クラブに限る。)の運営に要する経費(飲食物費を除く。)。ただし、次に定める額を1クラブ当たりの年額の限度とする。</p> <p>1 放課後児童等が概ね20人以上の児童クラブで知事が認めるもの</p> <p>(1) 基本額 1,528,000円 (ただし、開設日数が200日から280日までの児童クラブにあっては、1,180,000円)</p> <p>(2) 大規模加算額</p> <p>ア 放課後児童等が36人から70人までの児童クラブ 978,000円 (ただし、開設日数が200日から280日までの児童クラブにあっては、810,000円)</p> <p>イ 放課後児童等が71人以上の児童クラブ 1,955,000円 (ただし、開設日数が200日から280日までの児童クラブにあっては、1,621,000円)</p> <p>(3) 長時間開設加算</p> <p>1日6時間を超え、18時を超えて開設している児童クラブ 315,000円 (ただし、開設日数が200日から280日までの児童クラブにあっては、301,000円)</p> <p>2 1に該当しない児童クラブ 300,000円</p>	<p>2分の1以内。ただし、知事が認めた場合は3分の2以内。</p>
--	------------------------------------

を

1 市町村が実施する児童クラブ（委託により実施する場合を含む。）の運営に要する経費（飲食物費を除く。）。ただし、次に定める額を1クラブ当たりの年額の限度とする。

(1) 年間の開設日数が281日以上の子童クラブ

ア 基本額

(ア) 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童（以下「放課後児童」という。）等が10人から19人までの児童クラブ 977,000円

(イ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,528,000円

イ 大規模加算額

(ア) 放課後児童等が36人から70人までの児童クラブ 978,000円

(イ) 放課後児童等が71人以上の児童クラブ 1,955,000円

ウ 長時間開設加算額

放課後児童等が10人以上で、かつ、1日6時間を超え、18時を超えて開設している児童クラブ 315,000円

エ 障害児受入加算額

放課後児童等が10人以上で、うち障害児が4人以上の児童クラブ 710,000円

(2) 年間の開設日数が200日から280日までの児童クラブ

ア 基本額

(ア) 放課後児童等が10人から19人までの児童クラブ 300,000円

(イ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,180,000円

イ 大規模加算額

(ア) 放課後児童等が36人から70人までの児童クラブ 810,000円

(イ) 放課後児童等が71人以上の児童クラブ 1,621,000円

ウ 長時間開設加算額

放課後児童等が20人以上で、かつ、1日6時間を超え、18時を超えて開設している児童クラブ 301,000円

エ 障害児受入加算額

放課後児童等が10人以上で、うち障害児が4人以上の児童クラブ 548,000円

2 市町村、広域連合又は一部事務組合が実施する児童クラブ（委託により実施する場合を含む。）で年間の開設日数が200日以上のもの（放課後児

3分の2以内。ただし、1の(2)のアの(ア)及びエ並びに2については2分の1以内。

に改める。

童等が4人から9人までで、うち障害児が4人以上のものに限る。)の運営に要する経費(飲食物費を除く)。ただし、1クラブ当たり年額848,000円を限度とする。

青少年家庭課

○長野県告示第637号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりである。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	認定の有効期限
高橋医院	南安曇郡穂高町大字穂高5622-1	平成17年12月15日

医 務 課

○長野県告示第638号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社市川商会
長野県中野市大字越1236番地
代表取締役 市川真一
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
長野県中野市大字壁田字大平2273番地
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
紙くず、木くず及び繊維くず（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）並びにプラスチック類及びゴムくず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
平成14年12月11日
- 6 縦覧の場所
長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県北信保健所環境衛生課
- 7 縦覧の期間
平成14年12月19日（木）から平成15年1月20日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間を除く。）
- 8 意見書の提出
法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができる。
 - (1) 意見書の提出期間
平成14年12月19日（木）から平成15年2月3日（月）まで
 - (2) 意見書の提出先
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁内
生活環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係
 - (3) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社市川商会に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載するものとする。）
 - イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - ウ 施設設置に関する具体的な利害関係
 - エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

廃棄物対策課

○長野県告示第639号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成14年12月19日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社永井本店
長野県中野市大字安源寺577番2
代表取締役 永 井 雅 文
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
長野県上高井郡小布施町大字都住字遠徳2477
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
木くず、紙くず及び繊維くず（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
平成14年12月11日
- 6 縦覧の場所
長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県長野保健所環境衛生課
- 7 縦覧の期間
平成14年12月19日（木）から平成15年1月20日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間を除く。）
- 8 意見書の提出
法第15条の2の4第2項において準用する法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができる。
 - (1) 意見書の提出期間
平成14年12月19日（木）から平成15年2月3日（月）まで
 - (2) 意見書の提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁内

生活環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係

(3) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社永井本店に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請書（小布施町）」と記載するものとする。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設設置に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

廃棄物対策課

○長野県告示第640号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があつたので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社永井本店
長野県中野市大字安源寺577番2
代表取締役 永井雅文
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
長野県中野市大字栗林911番地外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

木くず、紙くず及び繊維くず（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

平成14年12月11日

6 縦覧の場所

長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県北信保健所環境衛生課

7 縦覧の期間

平成14年12月19日（木）から平成15年1月20日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間を除く。）

8 意見書の提出

法第15条の2の4第2項において準用する法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期間

平成14年12月19日（木）から平成15年2月3日（月）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁内
生活環境部廃棄物対策課 産業廃棄物係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社永井本店に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請書（中野市）」と記載するものとする。）

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ウ 施設設置に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

廃棄物対策課

○長野県告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林の所在場所

長野市松代町豊栄字縄萩4537、4538の1、4539、4540の1、4541の1、4542の1、4543の1、4544の1、4545から4548まで、4549の1、4549の4、4550の1、4555の1、4556から4560まで、4561の1、4561のイ、4562から4564まで、4565の1、4565の4、4566、4575、4577の1、4577の3、4578、4579の1、4580から4584まで、4585の1、4587の1から4587の3まで、4587の6、4588の1から4588の3まで、4589の1、4589の2、4590の1、4591の1、4591の2、4592の1、4592の2、4593、4594の1、4594のイ、字石字4595の2から4595の5まで、4596のイ、4597から4600まで、4602から4608まで、4609の1、4609のイ、4610、4611、4612の1、4612の2、4613から4616まで、4617の1、4617の2、4618、4619の1、4619の2、4620から4624まで、4625の1、4625の4から4625の6まで、4626、字桐久保4627、4629の1、4629の2、4629のイの1、4630、4631の1、4631の2、4632、4633、4634の1、4636、4637の1、4638の1、4639の1、4640の1、4647の1、4647の2、4650の1、4651、4660、上伊那郡高遠町大字藤沢2337の15、2337の17、2338の19、2339の17、上水内郡小川村大字稲丘字飯縄山3609の3から3609の8まで、3611から3613まで、3615から3618まで、3620から3625まで、3627、3628、3630から3635まで、3638、3639、3642、3644から3646まで、3648、3649の1、3649の2、3650の1から3650の3まで、3650の5、3651の1、3651の2、3652の1、3652の2、3653、3666、3667の1、3667の2、3668の1、3668の2、3673、3674、3675の2、3676の1、3676の2、3677、3678の1、3679から3681まで、3682の1、3682の2、3685、3689、3690、3691の1、3693、3695の1、3695の2、3696から3701まで、3704の1、3705の1、3706の1、3707の1、3708の1、3708の2、3709、3715の1、3716、3717の8、3718の1、3720、3721の1、3722の1、3723の1、3724の1、3724の2、3724の4、3725の1、3726の1、3727の1、3728の1、3729の1、3730の1から3730の3まで、字大洞3735の1、3735の2、3742、3743、3745の1、3745の2、3747の1、3747の2、3750の1、3750の2、3751の2、3752の1、3753の1、3753の2、3754の2、3754の5、3769の2、3774の1、3775の3、3775の4、字花水3989の1、3990の1、3991の1、3992の1、字小池裏4233、4234、4236から4242まで、4244、4245、4246

の1、4246の2、4247から4249まで、4253、4360、字次木5010の3

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飯縄山3609の3から3609の8まで、3611から3613まで、3615から3618まで、3620から3625まで、3627、3628、3630から3635まで、3638、3639、3642、3644から3646まで、3648、3649の1、3649の2、3650の1から3650の3まで、3650の5、3651の1、3651の2、3652の1、3652の2、3653、3666、3667の1、3667の2、3668の1、3668の2、3673、3674、3675の2、3676の1、3676の2、3677、3678の1、3679から3681まで、3682の1、3682の2、3685、3689、3690、3691の1、3693、3695の1、3695の2、3696から3701まで、3704の1、3705の1、3706の1、3707の1、3708の1、3708の2、3709、3715の1、3716、3717の8、3718の1、3720、3721の1、3722の1、3723の1、3724の1、3724の2、3724の4、3725の1、3726の1、3727の1、3728の1、3729の1、3730の1から3730の3まで、字大洞3735の1、3735の2、3742、3743、3745の1、3745の2、3747の1、3747の2、3750の1、3750の2、3751の2、3752の1、3753の1、3753の2、3754の2、3754の5、3769の2、3774の1、3775の3、3775の4、字花水3989の1、3990の1、3991の1、3992の1、字小池裏4233、4234、4236から4242まで、4244、4245、4246の1、4246の2、4247から4249まで、4253、4360、字次木5010の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

上水内郡小川村大字稲丘字飯縄山3609の3から3609の8まで、3611から3613まで、3615から3618まで、3620から3625まで、3627、3628、3630から3635まで、3638、3639、3642、3644から3646まで、3648、3649の1、3649の2、3650の1から3650の3まで、3650の5、3651の1、3651の2、3652の1、3652の2、3653、3666、3667の1、3667の2、3668の1、3668の2、3673、3674、3675の2、3676の1、3676の2、3677、3678の1、3679から3681まで、3682の1、3682の2、3685、3689、3690、3691の1、3693、3695の1、3695の2、3696から3701まで、3704の1、3705の1、

3706の1、3707の1、3708の1、3708の2、3709、3715の1、3716、3717の8、3718の1、3720、3721の1、3722の1、3723の1、3724の1、3724の2、3724の4、3725の1、3726の1、3727の1、3728の1、3729の1、3730の1から3730の3まで、字大洞3735の1、3735の2、3742、3743、3745の1、3745の2、3747の1、3747の2、3750の1、3750の2、3751の2、3752の1、3753の1、3753の2、3754の2、3754の5、3769の2、3774の1、3775の3、3775の4、字花水3989の1、3990の1、3991の1、3992の1、字小池裏4233、4234、4236から4242まで、4244、4245、4246の1、4246の2、4247から4249まで、4253、4360、字次木5010の3

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに長野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第642号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡長谷村大字溝口176の口の2から176の口の6まで、176の5から176の8まで、176の38から176の41まで、176の98、176の100から176の119まで、176の198

から176の213まで、176の384、176の561から176の568まで、176の572から176の593まで、176の619から176の625まで、176の627、176の667、176の756、176の765、176の786、176の788、176の789、176の863、177の1から177の3まで、177の15から177の20まで、187、189から191まで、194の1から194の3まで、195の1、195の2、197、202から209まで、215、216、227、228、231から236まで、238から240まで、246、247の1、247の2、248から251まで、253、285、289から293まで

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市大瀬木2582、2583の1、2598、2599、2605の1、2606、2607の1、2610の2、2611の1、2611の7、2611の9、2611の10、2612の3、2612の4、2627の12、2627の14、下伊那郡大鹿村大字鹿塩1536の1、1536のロ、1678の1、1679の1、上水内郡信州新町大字越道字地徳3674の1、3674の2、3674のロ、3675のイ、3692から3695まで、3709、3710、字横峪4012から4014まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに飯田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 天竜公園阿智線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡下條村睦沢5781番の1地先から
下伊那郡阿智村伍和7537番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年12月19日

道路維持課

○長野県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 松原湖高原線
 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
南佐久郡小海町大字豊里字やきう5923番の4地先から 南佐久郡小海町大字豊里字やきう5923番の4地先まで		旧	22.8~34.2	0.1402
同	上	新	15.8~23.8	0.1402

道路維持課

○長野県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路線名 254号
 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
小県郡丸子町大字西内字反17番地先から 小県郡丸子町大字西内字反71番地先まで		旧	8.2~13.0	0.2000
同	上	新	8.2~24.0	0.1940

道路維持課

○長野県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年12月19日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天竜公園阿智線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡下條村睦沢5781番の1地先から		旧	m	km
下伊那郡阿智村伍和7537番地先まで			5.5~24.6	1.6699
同	上	新	5.5~24.6	1.6699
			5.5~58.0	0.9106

道路維持課

○長野県北信地方事務所告示第4号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成14年12月5日、次の者を売りさばき人に指定した。

平成14年12月19日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

名 称
株式会社飯山建設会館

住 所
飯山市大字静間307番地2

会 計 局